

はかりの定期検査について

1. 対象となるはかり

(1) 図1の検定証印、または図2の基準適合証印が刻印されているもの



図1 検定証印



図2 基準適合証印

- (2) 店舗等で商品を計量し、重さを表示して販売する。
- (3) 製造者が製品を計量し、重さを表示して出荷する。
- (4) 農協、漁協等が生産者から出荷されたものを計量し、重さを表示して販売する。
- (5) 生産者が農協・漁協等に出荷したもので、農協・漁協で再計量しない場合の生産者のはかり。
- (6) 農産物直売所等で計量し、重さを表示して販売する。
- (7) 宅配便等の配送料金を算定するために計量する。
- (8) 重量で加工賃を算定するために計量するなど。
- (9) 保育園、幼稚園、学校、病院等において健康診断で体重を計量し、受検者に通知する。
- (10) 納品を検収するための計量など。

2. 対象とならないはかり

(1) 検定証印がないものや、図3の家庭用の印、または「取引証明外」の標記があるものは、対象外です。



図3 家庭用の印

- (2) 商品の不揃いを防ぐために計量し、重さを表示しないで販売する。
- (3) 製造元で重さを表示された商品を販売する。

- (4) 農協、漁協、市場等に出荷する前に生産者が目安に計量する。(ただし、出荷された全品を農協、漁協、市場等が計量する場合)
- (5) 農産物直売所等でグラム表示のないものを販売する場合(1本、1袋など)
- (6) 製造途中で調合するための計量や、給食等を均一に盛りつけるための計量。
- (7) 郵便を出すときの目安に計量する。(レタースケール)
- (8) 家庭や銭湯で体重をはかり、自己の健康管理に用いる。
- (9) 教材としてはかりを使うなど。

3. 定期検査が免除になる場合

製造または修理されてから1年間以内のはかりは、定期検査が1度だけ免除されます。その場合でも、定期検査受検票と併せて検査会場に持参して頂きますが、検査手数料が無料となり、はかりに免除シールを貼って終了になります。(次回からは有料です)